

平成26年12月10日

< 報道関係各位 >

**地方公共団体と住宅金融支援機構における
「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」
の締結について**

～平成26年12月10日に、取組の第1号として栃木県と締結～

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：宍戸信哉）は、平成26年12月10日付けで、栃木県と「災害時における住宅の早期復興に向けた協力」を目的とした協定を締結しました。

当機構は、従来から被災した住宅の早期復興に資するため、災害復興住宅融資等を実施するとともに、地方公共団体（46都道府県、政令指定都市等）と「災害時における住宅復興等に係る協力に関する協定」を締結していました。

今般、東日本大震災への対応における経験や昨今の自然災害が頻発する状況に鑑み、平時からの地方公共団体との連携をより強固にしていくため、従前の協定の内容を見直し、順次新たな協定を締結する方針で取り組むこととしました。

この度の栃木県との協定の締結は、その取組の第1号となるものです。

今般締結した協定の内容は、災害発生時に地方公共団体からの協力要請に応じて住宅再建のための相談会に職員を派遣する従来からの取組に加え、来るべき災害に備えて平時を含めた地方公共団体と機構との連携体制の強化を主眼とし、これを明文化したものです（詳細は、別紙参照）。

当機構は、地方公共団体との連携強化に努め、災害発生時における地方公共団体の施策の円滑な実施に協力するとともに、被災者への迅速な情報提供等を通じて災害復興住宅融資等を的確に実施することにより、今後も被災した住宅の早期復興を支援してまいります。

【報道関係者からのお問合せ先】

■栃木県との具体的な協定内容について

北関東支店 営業推進グループ 佐藤／太田 TEL 027-232-6170

■機構の協定締結の取組について

経営企画部 広報グループ 井上／高橋／瀬戸口／雪原 TEL 03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ : <http://www.jhf.go.jp/>

【フラット35】専用ホームページ : <http://www.flat35.com>

栃木県との「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定」の概要

1. 協定締結日

平成 26 年 12 月 10 日

2. 協定の概要 (下線が今般の協定において新たに明文化した内容)

①情報交換

栃木県と機構は、住宅に関する防災や災害により被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度、被災状況や県民の皆様から寄せられた住宅の復興等に関する要望、住宅の早期復興への支援に関し必要な事項などについて、適時かつ適切に情報交換を行う。

②住宅相談窓口の開設等

災害発生時において、機構は、栃木県からの要請に応じて、同県からの協力のもと「住宅相談窓口」を速やかに開設し、職員を派遣して、被災された県民の皆さまからの住宅再建や住宅ローンの返済に関する相談に対応する。

③災害復興住宅融資等の周知

機構は、災害復興住宅融資の実施や「住宅相談窓口」の開設等について、被災した県民の皆さまに積極的に周知する。

また、栃木県は、被災地の市町の窓口等を通じて、当該周知に協力する。

④施策実施上の課題等の調整

栃木県と機構は、住宅に関連する防災や被災した住宅の再建等に関する栃木県の講ずる措置及び機構の災害関連業務の円滑な実施に資するため、機構の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整する。